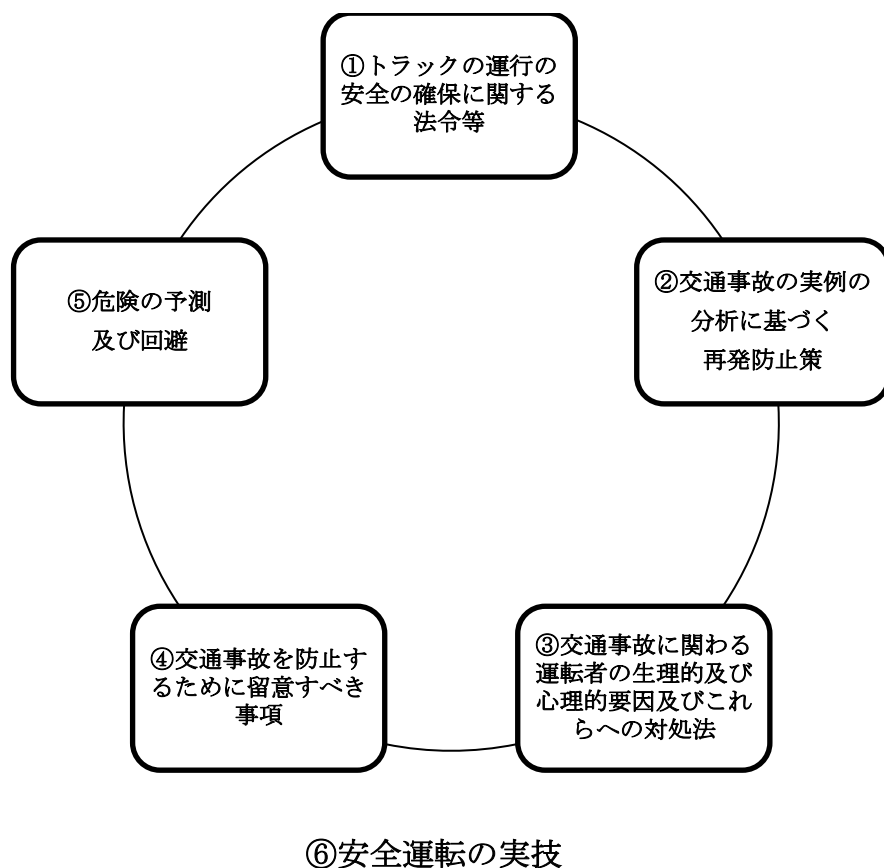


# 事故惹起運転者に対する指導

## 指導内容 6 項目



① から⑤について合計 6 時間以上実施すること  
⑥については、可能な限り実施することが望ましい。

**合計 6 時間以上実施**

### 指導の実施時期

当該事故を引き起こした後再度トラックに乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した後一ヶ月以内に実施する。

### 適正診断

再乗務する前、または再度乗務後 1 ヶ月以内

